

日 教 庶 第 8 5 号

令和5年(2023年)5月2日

教育委員 各位

日野市教育委員会

教育長 堀川 拓郎

令和5年度第2回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第2号により、下記のとおり令和5年度第2回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

開催日時

令和5年(2023年)5月11日(木) 午後2時

開催場所

教育委員会室(506会議室)

案件

議案

- 第5号 旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について
- 第6号 東光寺小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について
- 第7号 第30期日野市立図書館協議会委員の任命の専決処分について

協議事項

- 第1号 第4次日野市学校教育基本構想の策定について

請願

- 第5-2号 『次期教育振興基本計画答申』のうち、教員の管理統制強化策が誤っている事実を、市立小中に正確に伝え、文科省に反対の意見書を出す等、求める請願

報告事項

- 第5号 行政情報の公開請求
- 第6号 令和5年度「選べる学校制度」実施状況について



議案第5号

旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について

上記議案を提出する。

令和5年5月11日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則（平成29年教育委員会規則第7号）第8条の規定に基づく任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めます。

## 日野市立旭が丘小学校学校運営協議会委員

<<日野市立旭が丘小学校学校運営協議会委員 任命者>>

番号	氏名	住所	備考	期
1	安永 雅幸		PTA会長 (保護者)	新

任 期： 自 令和 5年（2023年）5月 8日

至 令和 7年（2025年）3月31日

### 《関係法令》

#### 日野市学校運営協議会規則

##### （委員の任命）

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

##### （任期）

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

議案第6号

東光寺小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について

上記議案を提出する。

令和5年5月11日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則（平成29年教育委員会規則第7号）第8条の規定に基づく任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めます。

## 日野市立東光寺小学校学校運営協議会委員

<<日野市立東光寺小学校学校運営協議会委員 任命者>>

番号	氏名	住所	備考	期
1	長田 綾乃		PTA会長 (保護者)	新

任 期： 自 令和 5年(2023年)5月 8日

至 令和 7年(2025年)3月31日

### 《関係法令》

#### 日野市学校運営協議会規則

##### (委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

##### (任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

議案第7号

第30期日野市立図書館協議会委員の任命の専決処分について

上記議案を提出する。

令和5年5月11日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市立図書館協議会設置条例（昭和40年条例第17号）第2条の規定に基づく任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

## 第 3 0 期日野市立図書館協議会委員

### 《日野市立図書館協議会委員 解任者》

番号	氏名	住所	解任理由	期
1	阿部 啓介		校長会の担当変更による	1

解任日：令和5年3月31日

### 《日野市立図書館協議会委員 任命者》

番号	氏名	住所	備考	期
1	金川 正樹		日野市立三沢中学校校長	新

任期 自 令和5年 4月1日

至 令和6年 4月14日

### 《日野市立図書館協議会設置条例》

(委員の任命及び定数)

第2条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、教育委員会が任命する。

2 委員の定数は、10人以内とし、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者7人以内
- (2) 公募による市民 3人以内  
(平成24条例14・全改)

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、日野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、委員に特別の事情があると認めるときは、任期中であってもこれを解任することができる。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

協議事項第1号

第4次日野市学校教育基本構想の策定について

このことについて、協議願います。

令和5年5月11日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

## (仮称) 第4次 日野市学校教育基本構想の策定について

### 1. 概要

第3次日野市学校教育基本構想は、令和元年度から令和5年度が計画期間であるため、次期第4次日野市学校教育基本構想の策定を進める必要がある。第4次においては、第3次基本構想の成果と課題、また日野市地域未来ビジョン2030(総合計画)等の視点、さらには教育現場で課題となっている、例えば、「コミュニティスクールの充実」や「教育のDX」等の視点を踏まえ、子供・家庭・学校・地域の声を取り入れながら、時代の変化や教育内容の多様化に即した基本構想を策定していく。

### 2. 次期計画期間

令和6年4月から令和11年3月末まで

### 3. 策定までのスケジュール

#### (1) 第4次日野市学校教育基本構想検討委員会開催

委員構成16名、年間4回開催予定

第1回目(令和5年5月23日(火))

§1 第3次日野市学校教育基本構想の取組内容、成果・課題の情報共有

§2 これからの社会に求められる力等の理解及び共有

第2回目(令和5年7月25日(火))

§1 第4次日野市学校教育基本構想の骨子案

第3回目(令和5年10月24日(火))

§1 第4次日野市学校教育基本構想案への意見収集

§2 パブリックコメント等に向けての論点整理

第4回目(令和6年2月17日(土))

§1 第4次日野市学校教育基本構想の確定に向けた整理

#### (2) 構想策定にあたって、関係者からの意見収集

既存の委員会、研修会(勉強会)、並びにワークショップ形式による関係者意見収集を実施予定

«主な意見収集先»

◎委員会(教育委員会、校長会、副校長会等)

◎研修会(教員研修会、管理職勉強会等)

◎ワークショップ(学校評議員会・学校運営協議会、市PTA協議会等)

◎アンケート(児童生徒・教職員等)

«意見収集する内容(例)»

◎目指す学校づくりについて

◎子供たちに身に付けさせたい力

◎第4次日野市学校教育基本構想、また指標について

◎5年後の学校の姿

#### (3) 視察等

他地域の学校等への視察を実施予定

### 4. 策定経過の公表

計画策定にあたっては、広報ひの、ホームページ等で策定経過を公表

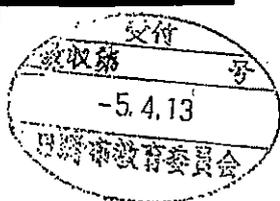
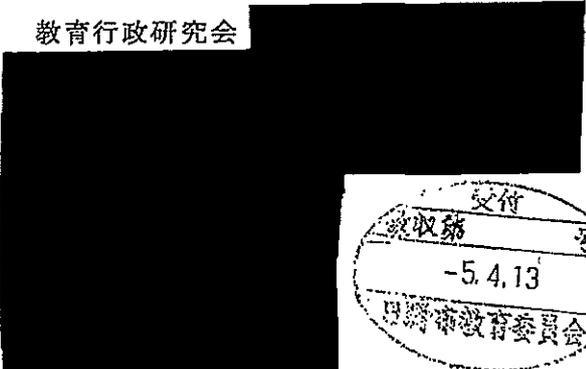
計画素案についてはパブリックコメントを実施予定(令和5年11月~12月頃)

請願審査

請願番号	請願第5-2号
受付年月日	令和5年4月13日
件名	『次期教育振興基本計画答申』のうち、教員の管理統制強化策が誤っている事実を、市立小中に正確に伝え、文科省に反対の意見書を出す等、求める請願
請願者住所氏名	

『次期教育振興基本計画答申』のうち、教員の管理統制強化策が誤っている事実を、市立小中に正確に伝え、文科省に反対の意見書を出す等、求める請願

教育行政研究会



### 1 請願の背景と願意

中教審が3月8日の総会で出した『次期教育振興基本計画の答申』(以下、『中教審答申』)に対し、本会ほ3月28日(火)に提出し、4月13日(木)の定例会で審議事項に入れて頂いた請願において、

— ◇ 口先では「一人一人が多様な幸せを実現できる、人間中心の社会」「共生社会の実現」「一人一人の豊かで幸せな人生」等、Well-beingに関連する美辞麗句を掲げる一方、“国を愛する態度”(ロシアや戦前・戦中の日本のように「祖国のため」に自己を犠牲にしかねない思想)を、児童生徒にindoctrinationしようとしている、答申の矛盾や支離滅裂さ、危険な思想—

- (1) 貴教委から管下の小中学校に、(副)校長会や教務主任会、初任研等で伝える
- (2) 改悪教育基本法の第17条2項が地方公共団体の努力義務としている「政府の教育振興基本計画計画を参酌し、その地域の实情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」を、貴教委が「定める」際、最大限尊重する
- (3) 改悪教育基本法の第17条2項が地方公共団体の努力義務としている「政府の教育振興基本計画計画を参酌し、その地域の实情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」を、都教委が「定める」(都教委は“東京都教育ビジョン”と称しており、3月30日(木)に“第5次東京都教育ビジョン第1回検討委員会”を開催)際、最大限尊重するよう、都教委にしっかりと伝える
- (4) 『次期教育振興基本計画答申』を出した

文科省に、「反対の声がある」という意見書を出す→宛先は、総合教育政策局政策課の森友浩史課長(50歳くらい)と川村匡(ただし)教育企画調整官(43・44歳くらい)に。

今回は前記「◇印」以外の教員の管理統制強化策等の5点に絞り、以下提言する内容を踏まえ、この(1)～(4)を実行頂くよう、請願する。

### 2 請願事項

2-1 『中教審答申』は、「I. 我が国の教育をめぐる現状・課題・展望」の「(4) 教育政策に関する国内外の動向」の項で、8頁に記述している、

—○ 第3期計画期間中には、中央教育審議会において、「学校における働き方改革」答申8、「令和の日本型学校教育」答申9、「高等教育のグランドデザイン」答申、「第3次学校安全の推進に関する計画の策定」答申10、「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方」答申【注11】が示された。—

のうち、【注11】は

—「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～(答申) (令和4年12月中央教育審議会) —と記載している。

こちらの2022年12月の方の答申の正体は、

—文科省が教員免許更新制を“発展的解消”と称しやめる代わりに、教員の「研修履歴の記録」を強制し、校長が“対話”なる場で、校長が受けさせようとする特定の研修受講を「奨励する」と称しつつ、場合によっては「職務命令を発し強制」し、拒否すれば懲戒処分もあり得る。—  
— というものだ。

本会メンバーや本会の周辺でも、パブコメ段階で「教員への管理統制を強化する悪い施策である」と明記し、反対意見を寄せる人が多かった。

よって、(2-1)『中教審答申』の施策化・実行等に当たっては、反対意見に十分に配慮し、文科省・都教委・市教委は「校長との対話」は上下関係ではなく対等である。職務命令を発し強制することはあってはならない」と、各(副)校長に徹底するべきである。

2-2 「2-1」の2022年12月の方の答申に関し、重要な事実を指摘したい。

今春4月の入学式等について、文科省の藤原章夫初等中等教育局長(59歳)は3月17日、各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛、「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」と題する“通知”を

発出。

藤原章夫氏“通知”は、「(2) 入学式等の実施に当たっての留意事項」で、「今後、各学校において実施が予定されている入学式等の儀式的行事においても、(略) マスクの着用を求めないことを基本とすること」と、コロナ対策を記述するポーズを取りつつ、次の通り卒業・入学式の“君が代”斉唱を、ちゃっかりと強制している。

——国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時には、体の中心から前方1 m程度・左右 50cm 程度を目安とした距離を確保すること。——

都教委の“通知”も、この文科省“通知”とほぼ同じだ。

ところで都教委や大阪府市教委は、卒業式等の“君が代”不起立等の教職員を“地方公務員法違反”だとし、「戒告」等の懲戒処分にし続けている。だが今回の“通知”を出した藤原氏(元人事課長)自身は、2017年1月に発覚した文科省の天下り幹旋事件で、国家公務員法違反により、「戒告」より2段階重い停職1か月の懲戒処分になっている(当時の松野博一文科相が同年3月30日。公表)。その藤原氏が現在、2つ目の局長ポストに就いている事実は、各(副)校長を含む教職員に周知するべきである。だ。

### 2-3 『中教審答申』9頁は、

——ウェルビーイングの実現とは、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなることであり、教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図っていくことが求められる。——

と主張している。

しかし「多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じる」と「地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなる」とを比較すると、——前者の「多様な個人それぞれ」より、後者の「地域や社会」の方が強い。まして後者の「地域や社会」が、より大きい「国家(権力)」単位になっていくと、力の差は歴然である。——

ということになる。

よって、『中教審答申』の施策化・実行等に当たっては、前者の「多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じる」の方に重点を置くべきである。

### 2-4 『中教審答申』10~11頁は、

——子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保する

ことが必要であり、学校が教師のウェルビーイングを高める場となることが重要である。子供の成長実感や保護者や地域との信頼関係があり、職場の心理的安全性が保たれ、労働環境などが良い状態であることなどが求められる。加えて、職員や支援人材など学校の全ての構成員のウェルビーイングの確保も重要である。こうしたことが学びの土壌や環境を良い状態に保ち、学習者のウェルビーイングを向上する基盤となり、結果として家庭や地域のウェルビーイングにもつながるものとなる。——

と主張している。

ここで言っていることは一見もつともに見える。しかし、学校現場の実態は、

〔1〕 人事考課制度や主幹教諭制、職員会議の補助機関化、校長のリーダーシップと称する校長権限強化(土肥信雄・元都立三鷹高校校長の対都教委裁判では「校長はコンビニ店長」という話も出ていた通り、実は文科省や教委から下りてくる“伝達事項実施”に終始している)

〔2〕 学習指導要領の総則・社会・音楽・道徳・特活の一部欠陥指導要領にある、国家主義イデオロギーの押し付けや、政府見解のindoctrination

〔3〕 在校時間管理や留守番電話設置等の小手先の“改革”に偏重し、一方、文科省や都教委が下ろしてくる政治色の濃い調査ものや報告書をやめない、ニセ働き方改革

〔4〕 前記「2-1」の、「研修履歴記録と称する教員管理統制強化

——等により、「教職員のウェルビーイング」は十分には高まっておらず、結果、「子どもたちのウェルビーイング」も高まりにくくなっているのではないか。

よって、文科省や都教委・市教委がジワジワと改悪してきた各法律や教委規則を、一部元に戻す等することから始めていき、「教職員のウェルビーイング」と共に「子どもたちのウェルビーイング」を高めるようにしていくべきである。

### 2-5 『中教審答申』は、

——優秀教員の文部科学大臣表彰——なるものを推奨している。

こういう被表彰者は、まず校長に、そして教委に“評価”されない、対象にならない。児童生徒に慕われるよりも、校長や教委に阿るヒラメ教員を増やすことにならないか? 本会は反対である。



報告事項第5号

行政情報の公開請求

このことについて、次のとおり報告する。

令和5年5月11日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

行政情報の公開請求

	請求日	決定日	請求件名	決定内容
1	4月6日	4月14日	2000～2022年度の市内の小中学校在籍者の都内の私立中高、公立中高への進学情報が学校別で分かる統計資料の全部。	不存在
2	4月13日	4月24日	<p>1. 文部科学省（以下、文科省）または都教育委員会（以下、都教委）が卒業式、入学式のマスク着用や日の丸、君が代について都立学校や区市教育委員会に通知や依頼文を提出している。 日程は以下のとおり ①2022年12月19日②2023年1月25日③2月12日④2月13日⑤3月1日～4月13日の間に1回以上 ①～⑤以外も含め文科省→都教委→市教委→市立小中学校（以下、市立小中）でやりとりした文書（②のような君が代実施状況調査は市教委からの調査依頼と市立小中→市教委への回答、市教委→都教委への回答など）すべてのやり取りの開示</p> <p>2. 毎年、市教委は卒業式、入学式に大坪冬彦氏のメッセージを市立小中に送付している。その際、市教委はどのような指示（貼る、配布する、読み上げるなど）をしているか、また大坪氏のメッセージの内容を文書保存年限のさかのぼれる範囲から2023年4月13日までの間の開示</p>	全部公開及び不存在

			<p>3. 2023 年度の市立小中の道徳授業地区公開講座の①日時②全校や学年の授業テーマ③研究協議会のテーマや講師の職業、氏名など（可能なら一覧で）見られる文書の開示</p> <p>4. 以下の文書の開示</p> <p>①日野市学校基本構想策定に向け、保存している文書</p> <p>②3月8日の教育振興基本計画策定のための中央教育審議会答申、3月30日に都教委が開いた第1回の東京都教育ビジョン検討委員会について市教委で検討した文書</p>	
--	--	--	--	--

7



報告事項第6号

令和5年度「選べる学校制度」実施状況について

このことについて、次のとおり報告する。

令和5年5月11日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

令和5年度 「選べる学校制度」 増減内訳表

R05.4.14 日野市教育委員会学務課 作成

【小学校】

	学区域内人数	日野第一小	豊田小	日野第三小	日野第四小	日野第五小	日野第六小	潤徳小	平山小	日野第八小	滝合小	日野第七小	南平小	旭が丘小	東光寺小	仲田小	夢が丘小	七生緑小	増加計	減少計	入学者数
		68	145	67	113	120	134	93	112	92	59	115	94	79	77	62	48	59			4月7日
		増加																			
1	日野第一小	68		1	4							2			4	2			13	21	60
2	豊田小	145				16			2		1		3						22	13	154
3	日野第三小	67				1						5							6	20	53
4	日野第四小	113	5					1								2			8	16	105
5	日野第五小	120		4	16				1			7			1				32	26	126
6	日野第六小	134		2		7				1				5					15	8	141
7	潤徳小	93	9		7								8				4	3	37	6	124
8	平山小	112		2							3		2				1		8	5	115
9	日野第八小	92						2										8	10	6	96
10	滝合小	59				1													1	8	52
11	日野第七小	115	2	5		1					1								9	14	110
12	南平小	94							2										2	15	81
13	旭が丘小	79					5				2								7	6	80
14	東光寺小	77			3														3	13	67
15	仲田小	62	5		5										9				19	4	77
16	夢が丘小	48						2					2						4	5	47
17	七生緑小	59						1											1	11	49
	減少計		21	13	20	16	26	8	6	5	8	14	15	6	13	4	5	11			197
	増加計		13	22	6	8	32	15	37	8	10	9	2	7	3	19	4	1	197		
	±増減数		-8	9	-14	-8	6	7	31	3	4	-7	-5	-13	1	-10	-1	-10			
	入学者数		60	154	53	105	126	141	124	115	96	110	81	80	67	77	47	49			1,537

- 18 -

【中学校】

	学区域内人数	日野第一中	日野第二中	七生中	日野第三中	日野第四中	三沢中	大坂上中	平山中	増加計	減少計	入学者数
		243	174	126	89	241	236	202	96			4月7日
		増加										
1	日野第一中	243		2		2	7	12		23	22	244
2	日野第二中	174		3		11		19	2	35	47	162
3	七生中	126	3	30			1	1	2	37	25	138
4	日野第三中	89	2				38			40	17	112
5	日野第四中	241		5				1	8	14	34	221
6	三沢中	236	12		5	17				34	47	223
7	大坂上中	202	5	6	2		1	1		15	33	184
8	平山中	96		6	13					39	12	123
	減少計		22	47	25	17	34	47	33	12	237	
	増加計		23	35	37	40	14	34	15	39	237	
	±増減数		1	-12	12	23	-20	-13	-18	27		
	入学者数		244	162	138	112	221	223	184	123		1,407